

## 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する規則

〔令和 5 年 3 月 3 1 日〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の定年等に関する条例(令和 5 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、定年前再任用とは、条例第 7 条又は第 8 条の規定により採用することをいう。

(定年)

第 3 条 任命権者は、定年の到来により職員が退職する場合は、当該職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第 4 条 条例第 7 条及び第 8 条の規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

第 2 条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和 3 年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 6 3 号)をいう。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第3条 令和3年改正法附則第5条及び第7条に規定する規則で定める情報は、令和3年改正法附則第5条第2項及び第4項並びに第7条第2項及び第4項に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用(条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第4条 条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(条例第7条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。))を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 条例附則第8条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 条例附則第8条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。